

第2章 人権擁護推進室

1 地域改善対策・人権相談窓口

(1) 概要

昭和44年に「同和対策事業特別措置法（時限立法）」で始まった地域改善対策事業は、その後、名称を変えながら延長され、三十余年の間、国・県・市が三位一体となって、同和問題（生活環境・教育・就業などの改善）の早期解決に向けて取り組んできました。平成14年3月末に、あらゆる関係の法律が失効し、現在では、地域の実情に即した対策として、各自治体ごとの単独事業が実施されています。

その中で、平成12年12月に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が施行され、国・地方公共団体の責務として、人権重要課題（現在：同和、女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人、アイヌの人々、HIV感染者・ハンセン病患者等、刑を終えて出所した人々、犯罪被害者、インターネットによる人権侵害、性的指向、ホームレス、性同一性障がい者、北朝鮮拉致被害者、人身取引の16項目）を中心に、人権差別問題の解消に向けた取り組みが行われています。このように「同和問題」から「あらゆる人々の人権尊重」を確立していくための人権行政へ移行してきました。

こうした状況の中で、市は平成6年9月に「大垣市人権を尊重する都市」を宣言し、庁内組織「大垣市人権施策推進会議」において、全庁体制で人権教育・啓発に、より重点を置いて取り組んできています。

また、市民との協働を図るため、平成20年3月に「市民一人ひとりが人権感覚を高め、お互いを認め合う人権尊重のまちづくり」を基本理念とする「大垣市人権施策推進指針」を策定し、この指針に基づき、同年9月には、人権問題に深く関わる関係者などで構成される外部組織として「大垣市人権のまちづくり懇話会」を設置し、人権尊重のための教育や啓発、擁護活動をはじめ、それぞれの人権課題に対応した施策の推進を図っています。

主な取り組みとして、人権について広く市民に関心を持ってもらえるよう、「人権啓発広告塔設置事業」を民間企業の協力を得るなどして実施しており、市内の施設や主要道路に広告塔を設置（現在18か所）しています。また、人権に関する市民の声を取り入れた「人権Letter」を年2回発行し、市内全戸に配布しています。

さらに、人権擁護を推進していくために、不当な差別や人権侵害などを受け悩んでいる方の相談業務として、人権擁護委員を相談員とした「人権よろず相談」を次のおり開設し対応しています。

(2) 人権よろず相談

相談日	場 所	内 容	相談員
毎月第3金曜日 13:00 ~ 16:00	市役所人権擁護推進室 TEL 81-4111 内線 466	家庭の悩み、不当な差別、 人権侵害など	人権擁護委員
毎月第2土曜日 9:30 ~ 11:30	上石津農村環境改善 センター TEL 81-4111 内線 466		
奇数月第3木曜日 13:00 ~ 16:00	墨俣地域事務所 TEL 62-3111		

※都合により相談日などを変更することがありますので、あらかじめご確認ください。